

子育て支援に係る施策の充実・推進

(内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省)

地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て環境の一層の充実や子どもの安全・安心の確保に向け、総合的な整備などが必要である。

【提案・要望事項】

- **子育て支援等に係る施策の充実** (内閣府・文部科学省・厚生労働省)
 - ・ 幼児教育・保育の質の向上と安全確保に向けた体制の充実等
 - ・ 保育所の職員配置基準の改善及び公立保育所等への地方財政措置の充実
 - ・ 医療的ケア児の受入を行う保育所等への支援の充実
 - ・ 地方における保育サービスの提供体制を維持するための支援の実施
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業への地方財政措置の充実
 - ・ 放課後児童対策事業の充実
 - ・ 認可外保育施設への支援の充実
 - ・ 障がい児保育への地方財政措置の充実
 - ・ 児童厚生施設の整備に対する地方財政措置の充実
 - ・ 保育士や福祉施設職員が安心して働き続けられる労働環境の確保
 - ・ 保育士修学資金等貸付制度の継続実施
 - ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
 - ・ 旧優生保護法一時支給法の請求期限の延長

【提案・要望の内容】

幼児教育・保育の質を向上し、子どもの死傷事故や不適切な保育を防ぐためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要であることから、保育士の配置基準の改善を早急実現するとともに、他産業と遜色ない水準まで処遇改善が図られるよう、保育所等の運営実態や地域の実情を考慮した公定価格を設定すること。さらに、ICTの活用を含め、様々な改善方策について継続的に検討すること。

保育所における職員配置基準において、保育所長の設置や事務職員の配置を適切に位置づけるよう、十分な地方財政措置を行うこと。

また、公立の保育所や認定こども園については、運営費及び施設整備費が一般財源化されているが、地域の特性に応じた保育の量や質を確保するため、これまで以上に充実した十分な財政措置を行うこと。

保育所等における医療的ケア児の受入にあたっては、厚生労働省が所管する「医療的ケア児保育支援モデル事業」が、令和3年度から一般事業とされたところであるが、年度途中であっても柔軟な受け入れができるよう、公定価格における加算により措置すること。

地方においては、少子化の急速な進行に伴い、利用児童が20人を恒常的に下回り、運営が困難となっている認可保育所が発生していることから、保育サービスの提供体制を維持できるよう、利用児童が減少した地域における保育への対応について早急に検討すること。

市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する地域子ども・子育て支援事業の確実な実施のために、地域の実情を踏まえ、職員配置など、柔軟な対応が可能となる要件・基準の構築や必要な地方財政措置を講ずること。

また、市町村において新生児聴覚検査事業のより積極的な取組みが推進されるよう、事業の法定化や地方財政措置の充実を図ること。

「新・放課後子ども総合プラン」については、市町村の取組を促進するため、地域の実情に応じ裁量と創意工夫をもって実施できる制度となるよう見直しを行うこと。特に放課後児童クラブについては、近年、整備量が増大していることから、施設整備に対する国庫補助率のさらなる拡充を図るとともに、開設日数が200日未満のニーズにも対応できるよう補助制度の見直しを行うことや、発達の遅れ、障がいのある子どもへの対応など提供されるサービスの質が確保されるよう必要な放課後児童支援員の配置と放課後児童支援員認定資格研修の実施に要する費用に対する十分な財政措置が必要である。さらに、地方においては、放課後児童支援員のなり手が不足していることから、支援員の確保に向けた更なる処遇改善を図るとともに、国の責任において必要な財源の確保を図ること。

一定の水準を確保し、地域における保育サービスの受け皿の役割を果たしている認可外保育施設に対する一層の財政支援を行うこと。

障がい児の受け入れは、年々増加してきているが、障がいの有無に関わらず全ての子どもが良質な保育サービスを利用できるよう、障がい児保育の現状把握に努め、さらなる充実強化に向けた財政措置を講ずる必要がある。

また、障がい児を支援するための職員配置に要する費用は、市町村に対して地方交付税で措置されており、地域によって対象児童の範囲や要件などに差があるため、事業を実施していない他市町村の保育所等を広域で利用した場合に、必要な支援が受けられないケースが生じていることから、給付費等の加算として位置づけるとともに、地方負担も含め必要な財源を確保すること。

次世代育成支援対策施設整備交付金における児童厚生施設（児童館、児童センター）の国庫補助基準額については、施設面積に応じた単価設定とするとともに他の施設種別と同様の補助率（1/2）とすること。

また、補助基準額の改正については、早期に情報提供を行うこと。

社会福祉施設産休等代替職員任用事業については、平成17年度より都道府県に一般財源化されたところであるが、保育所などで働く職員の確保が困難な中、産休、病休職員が発生した都度、職員の募集を行っても応募がないため事業の活用が困難な状況であることから、職員が安心して働き続けられる労働環境の確保のため、各施設においてあらかじめ産休等の取得を見越した職員の配置が可能となるよう、職員配置基準よりも多く配置した場合の新たな加算制度や運営費の改善により措置すること。

保育の需要増加に応えられる環境を構築するための保育人材確保策として、保育士修学資金貸付等制度が設けられている。国の責任において安定的に財源を確保し事業を継続すること。

出産・子育て応援交付金事業については、自治体が独自に取り組む子育て支援策に影響を及ぼすことのないよう、地方負担が生ずることのない事業スキームとすること。また、令和4年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。さらに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。

母子保健手帳は現在、紙媒体での提供となっているが、電子媒体の活用による情報での提供が可能となるよう必要な環境整備を進めるとともに、子育て世代が活用しやすいSNSを活用した相談窓口の整備に向けて、委託先となる企業やNPO法人などの育成・支援及び相談員の育成に取り組むこと。また、産後ケア事業に係る財政支援の充実やマンパワー確保のための方策の立案など、産後の女性等を支えるケア体制の一層の推進を図ること。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し人々の行動が制限されていたことから、令和6年4月23日までとなっている旧優生保護法一時支給法の請求期限を延長すること。

【提案・要望事項】

- 子どもの安全・安心の確保（内閣府）
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 児童相談所や市町村の体制整備への支援の充実
 - ・ 児童福祉施設措置費の充実
 - ・ 児童養護施設等の職員体制等の充実
 - ・ 社会的養育の推進
 - ・ ヤングケアラー支援の充実
 - ・ 児童養護施設退所者等への支援の充実
 - ・ CDRモデル事業を踏まえた予防策への支援の充実

【提案・要望の内容】

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のために、施策の一層の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業をはじめ、児童家庭相談に携わる人材育成や虐待防止のための普及啓発など、市町村や都道府県の取組が更に進むよう、必要な財政措置を講じること。

児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの配置基準について、管轄区域の面積や移動距離など広域性を考慮した人員配置が可能となるよう基準の設定及び必要な財政措置を行うとともに、市町村における子ども家庭相談の体制整備を図るため、こども家庭センターの設置運営基準について、自治体の規模に応じた柔軟な人材配置ができる基準の設定や財政措置等必要な措置を講じること。
また、児童相談所の職員の専門性を高めるための研修の充実や、虐待を行った保護者や被虐待児童への心理的ケアに対する支援プログラムの開発のほか、子どもの意見表明等の支援体制を整備するため必要な財政措置を行うなど子どもの権利擁護の現状を踏まえた環境整備が図られるよう所要の措置を講じること。

児童福祉施設について、安定的な運営が図られるよう、職員給与費や民間施設給与等改善費、除雪費等の各種加算措置の充実を図るとともに、被虐待児受入加算の設定にあたっては、施設が行うケアの基準を明確にすること。

児童養護施設等における被虐待児童等への適切な処遇確保のため、職員配置基準の改善を図るとともに、職員の人材確保に向けて、給与等の待遇面の改善が必要であることから、児童保護措置費の更なる改善を行う等、職員確保のための施策を国が中心となって展開すること。
また、児童自立支援施設における学校教育については、教職算定基準を見直すこと。

社会的養育の推進について、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等にあたり、本体施設も含め、安定的な運営ができるよう、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。
また、里親委託の推進に向け、里親制度の理解を促進するため、国が積極的な広報活動を展開するとともに、フォスターリング機関への財政支援や里親賠償保険制度加入経費への公費負担の導入、ファミリーホームにおける措置費の定員払など、財政措置の拡充を図ること。

ヤングケアラーを適切な支援につなげていくため、社会的認知度を向上させるとともに、地域の実情に応じた支援体制を整備・強化することができるよう、更なる財政支援の充実を図ること。

施設退所児童等への支援にあたっては、措置費や貸付制度、社会的養育自立支援事業等の継続的な実施を確保するとともに、基金の創設等により、更なる自立支援の充実を図ること。

チャイルド・デス・レビュー（CDR）モデル事業を実施し、必要な予防策に取り組むために新たな経費が生じた場合には、国の責任において財政措置を講ずること。

【提案・要望事項】

- | |
|--|
| <p>○ 子どもの貧困対策の推進（内閣府）</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの生活・学習支援の充実・国が主体となった子どもの貧困の実態把握と対策の充実及び市町村の取組への支援 |
|--|

【提案・要望の内容】

生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちに対する学習・生活支援事業について、利用対象者を区分することなく、支援が必要な子どもたち全てを対象とできるように国庫補助事業の統合を図ること。

都道府県が策定している子どもの貧困対策推進計画を効果的に推進するため、都道府県別の相対的貧困率や子どもの貧困率等については、的確な実態把握や比較分析が可能となるよう、国において統一的な基準で調査し、その結果を踏まえた対策の充実を図ること。

また、市町村における子どもの貧困対策の取組が進められるよう、市町村の役割を明確にするとともに、必要な財源の確保など支援措置を講じること。

【提案・要望事項】

- | |
|--|
| <p>(1) ひとり親家庭等に対する支援の充実等 (内閣府・法務省)</p> <ul style="list-style-type: none">・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進・母子家庭等自立支援給付金事業等の資格取得支援施策の拡充・ひとり親家庭の親の雇用に関する施策の充実・児童扶養手当制度の拡充及び事務手続きの簡略化・ひとり親家庭等への福祉施策に対する必要な財源の確保・別居・離婚後の子どもの適切な養育環境の確保 <p>(2) 民間シェルターに対する財政支援の強化 (内閣府・厚生労働省)</p> |
|--|

【提案・要望の内容】

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定事業について、プログラム策定員の継続的雇用が図られるよう、補助基準単価の引き上げ等、十分な財源措置を講じること。

ひとり親家庭の親に対する就業支援として、道及び市では、母子家庭等自立支援給付金事業に取り組んでいるが、財源措置の充実を図るとともに、令和3年度から実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を引き続き実施するなど、ひとり親家庭の親に対する資格取得支援のための施策の拡充を図ること。

ひとり親家庭の親の雇用を促進するため、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組む企業の表彰が実施されているが、引き続き、事業主に対し積極的な雇用に関する広報・啓発を行うとともに、ひとり親家庭の親を正規雇用する事業所への助成金の拡充等を行うなど、抜本的な対策を検討すること。

児童扶養手当について、ひとり親家庭等の生活実態を十分考慮した手当額に引き上げるとともに、所得制限の緩和や第2子以降の加算額の引き上げなど、更なる拡充を講じること。

また、児童扶養手当の認定等について、判断基準を明確化するとともに、事務の簡素化を図ること。

特に、一部支給停止措置の適用除外や「年金調整」に伴う事務手続きと、申請時に添付する民生委員・児童委員による証明書については、申請者及び証明者の負担軽減のため、代替方法を国として検討すること。

道及び市町村において、ひとり親家庭等への福祉施策の取組を地域格差が生じることなく推進できるよう、地方の実情を踏まえ、国において、事業実施に必要な財源を十分確保すること。

養育費の不払いがひとり親世帯の低収入の大きな要因となっていることから、別居・離婚後も、子どもの人権や意向を最優先した上で、子どもが双方の親から愛情と養育を受け続けることができる環境を実現するため、養育費の支払いや面会交流などの共同養育に係る支援体制の強化と必要な法整備を速やかに行うこと。

- ② 北海道には、全国的に見ても多い8か所の民間シェルターがあり、DV被害者への相談・支援機能を担うなど重要な役割を果たしているが、運営基盤が脆弱なことから、安定強化を図るとともに、継続した被害者支援が実施できるよう、一時保護委託費の単価の引き上げや全額国費による施設維持経費に対する補助制度の創設、DV被害者等セーフティネット強化支援事業の交付率引き上げなど、財政支援の強化を図ること。